

## 新潟県選挙管理委員会規程第4号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年5月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1（病院）</b>			<b>別表第1（病院）</b>		
市区町村名	病 院 の 名 称	所 在 地	市区町村名	病 院 の 名 称	所 在 地
(略)			(略)		
新潟市秋葉区	下越病院 (略)	<u>新潟市秋葉区東金沢1459番地1</u> (略)	新潟市秋葉区	下越病院 (略)	<u>新潟市秋葉区中沢町1-23</u> (略)
(略)			(略)		

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。